

株主総会運営規程

本規程は、株式会社 FOREST WORKER 定款 第3章 株主総会 の条項に追加し、または確認的に株主総会の議事運営について定めるものである。

(開催時期及び頻度)

第1条 当会社の定時株主総会は、取締役が、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(招集権者)

第2条 当会社の株主総会の招集権者は、原則取締役とし、その他は会社法の定めるとおりとする。

(招集理由の明示)

第3条 株主総会を開催する際には、次条に定める書面又は電磁的記録などの方法による事前通知をもって、招集理由を明示しなければならない。

(招集手続)

第4条 株主総会を開催するには、原則として取締役会で開催日時、場所、議題を決定した上で、代表取締役がその内容を記載した書面又は電磁的記録により総会開催日より2週間前までに株主に発送して招集しなければならない。但し、株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。その他会社法の定めによる。

(議長)

第5条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ代表取締役社長の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第6条 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。
2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(決議事項)

第7条 株主総会の決議事項は、会社法に定めるとおりとする。

(議決権の代理行使)

第8条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録の作成)

第9条 株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役、執行役及び会計監査人その他会社法施行規則第72条第3項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役及び執行役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

以上

附則 この規程は、令和3年1月1日から施行する。